

## 安芸太田町デジタル人材育成・地域ブランディング業務委託仕様書

### 1. 業務の名称

安芸太田町デジタル人材育成・地域ブランディング業務委託

### 2. 業務の目的

本事業は、デジタル技術を活用して地域の魅力を自ら発信できる人材を育成し、持続可能な情報発信体制を構築します。生成 AI を用いた動画制作や SNS 発信スキルを習得した「デジタルストーリーテラー」を育成するとともに、「安芸太田町総合ビジョン（マンガ版）」をデジタルで可視化した地域ブランディングを実施し、地域活性化と関係人口の創出を目的とします。

### 3. 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4. 履行場所

安芸太田町内

※必要に応じてオンラインを併用できる。

### 5. 提案上限額

金 5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6. 契約方式

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 7. 達成目標（町が求める成果）

本業務において、町は次の成果を求める。

1. 町内に生成 AI・動画・SNS を活用して地域の魅力を発信できる住民・事業者が育つこと
2. 安芸太田町のブランド価値が整理され、発信の方向性が定まること
3. 実際に発信・活用できるコンテンツ（動画・投稿文等）が生み出されること
4. 制作物が町の広報にも活用されること
5. 事業終了後も、町内で発信が継続できる仕組みが残ること

### 8. 業務内容

(1) 地域資源の棚卸し及びブランドコンセプト案の作成

(2) デジタル人材育成研修の実施

町民・地域事業者を対象、生成 AI を活用した動画制作・SNS 発信の実践を含む

(3) 生成 AI 活用に伴う倫理・リテラシー教育

著作権・肖像権・個人情報・情報モラルの実施

- (4) ブランド発信用コンテンツの制作支援  
縦型ショート動画 10 本以上
- (5) 継続できる仕組み（自走化）の構築
- (6) 業務完了報告書の提出及び成果物の納品

9. 参考スケジュール

あくまで参考例であり、提案者は自由に変更・再構成できる。

時期の目安	段階
8～9 月	募集
9～11 月	育成
11～12 月	発信
1～3 月	フォローアップ

10. 成果指標（KPI）（独自追加可能）

本業務の成果指標は、以下のとおりとする。

- ・受講者数：10 名以上
- ・縦型ショート動画作成：10 本以上
- ・次年度継続意向率：60%以上

11. 実施方法

企画 DX 課と業務内容について協議の上、来庁又はそれに準ずる Web 会議（概ね月 1 回程度）等により実施すること。

12. 業務の指示監督等

(1) 本業務を実施するにあたって、受託者は町の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の者を定め、かつ、適正な人員をもって業務ができるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

(2) 受託者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき町が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、本町と協議し、その指示に従わなければならない。

13. 成果物

次の成果物を紙媒体（正 1 部）及び電子データ（CD-R 等又は町が指定する方法）で納品すること。

- (1) 安芸太田町デジタル人材育成・ブランディング業務報告書
- (2) 制作したコンテンツ等

#### 14. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、本町の個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (3) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (4) 本業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、本町に著作権が帰属するものとし、自由に加工、複写、ホームページへの掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。